

改正

平成30年12月25日条例第43号

周南市奨学金貸付等基金条例

周南市奨学金貸付基金条例（平成15年周南市条例第63号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 経済的理由により修学が困難な者に対して修学上必要な資金（以下「奨学資金」という。）を給付し、又は貸し付けることについて、事務を円滑かつ効果的に行うため、周南市奨学金貸付等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は、5億円をもって限度とし、毎年度一般会計歳入歳出予算から必要額を繰り入れるものとする。

（基金の管理）

第3条 基金に属する現金は、确实かつ有利な金融機関に預け入れるほか、必要に応じ有価証券に代えることができる。

（基金の運用から生ずる収益の整理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（奨学金）

第5条 奨学金は、次に掲げるものとする。

- （1） 一般奨学金 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校及び高等学校並びに同法第124条に規定する専修学校のうち修業年限2年以上の専門課程及び高等課程に在学する者に対して貸し付ける奨学資金をいう。
- （2） 定住促進奨学金 一般奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）のうち、大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、高等学校専攻科及び専修学校の修業年限2年以上の専門課程に在学する者であって、卒業後市内に定住する意志を持ち奨学資金の増額を希望するものに対し、一般奨学金と併せて貸し付けるもので、第16条に規定する償還の特例がある奨学資金をいう。
- （3） 修学支援奨学金 奨学生のうち、経済的理由により著しく修学が困難な者に対し、一般奨

学金と併せて給付する奨学資金をいう。

(奨学生の要件)

第6条 奨学生は、次の各号に掲げる全ての要件を備えた者でなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者。
ただし、外国人住民にあつては、別表に定める在留資格を有するものとする。
- (2) 保護者が、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、外国人住民にあつては、別表に定める在留資格を有し、3か月以上本市に居住し、かつ、引き続き居住しているものとする。
- (3) 他の奨学金制度の貸付け（給付型の奨学金を除く。）を受けない者
- (4) 向学心があり、人物、学業ともに優秀であると認められる者
- (5) 市長が適当と認める連帯保証人2人を有する者
- (6) 経済的理由により修学が困難であるとして規則で定める基準に該当する者

(一般奨学金の貸付金額)

第7条 一般奨学金の額は、次のとおりとする。

学校区分		月額	適用
高等学校（高等学校専攻科を除く。）又は 専修学校の高等課程（以下「高等学校等」 という。）に在学する者	国公立	18,000円	
	私立	24,000円	
高等学校専攻科に在学する者	国公立	35,000円	
	私立	35,000円	
高等専門学校に在学する者	国公立	18,000円	第1学年から第3学年まで
		35,000円	第4学年、第5学年及び専攻科に限る。
	私立	24,000円	第1学年から第3学年まで
		35,000円	第4学年、第5学年及び専攻科に限る。
大学又は専修学校の専門課程（以下「大学	国公立	35,000円	

等」という。)に在学する者	私立	35,000円	
---------------	----	---------	--

(奨学金審議会の設置)

第8条 奨学生の選考その他市長が必要と認める事項について審議するため、周南市奨学金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(奨学生の決定)

第9条 奨学生は、前条に規定する審議会の選考を経て、市長が決定する。

(貸付条件)

第10条 一般奨学金は、無利息とし、貸付けを受ける期間は、在学する学校の正規の修業年数を限度とする。ただし、次条に該当する場合にあっては、市長が必要と認めた期間とする。

(貸付けの停止)

第11条 奨学生が休学したときは、当該休学期間中は、一般奨学金の貸付けを停止し、復学とともに、これを復活するものとする。

(貸付けの取消し)

第12条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、一般奨学金の貸付けを取り消すものとする。

- (1) 第6条に規定する要件を欠くに至ったと認めたとき。
- (2) 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めたとき。
- (3) その他市長が一般奨学金の貸付けを不相当と認めたとき。

(一般奨学金の償還)

第13条 奨学生は、一般奨学金を卒業の1年後から、高等学校等及び高等専門学校の第1学年から第3学年までは貸付けを受けた期間の2倍の期間内に、大学等、高等学校専攻科並びに高等専門学校の第4学年、第5学年及び専攻科は貸付けを受けた期間の3倍の期間内に、それぞれ月賦により均等に償還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 奨学生は、一般奨学金の一部又は全部を繰り上げて償還することができる。

3 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、その事由が生じた日の翌月から前2項の規定に準じて一般奨学金を償還しなければならない。

- (1) 前条の規定により一般奨学金の貸付けを取り消されたとき。
- (2) 退学したとき。

(3) 奨学生であることを辞退したとき。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、一般奨学金の償還を猶予し、又はその全部若しくは一部を免除することができる。

5 市長は、奨学生が不正に一般奨学金の貸付けを受けたときは、その全部又は一部を償還させることができる。

(定住促進奨学金の額)

第14条 定住促進奨学金の額は、定住促進奨学金の貸付けを受ける奨学生1人につき月額10,000円とする。

(一般奨学金の準用)

第15条 第8条から第13条までの規定は、定住促進奨学金について準用する。この場合において、これらの規定中「奨学生」とあるのは「定住促進奨学金の貸付けを受ける奨学生」と、「一般奨学金」とあるのは「定住促進奨学金」と読み替えるものとする。

(定住促進奨学金の償還の特例)

第16条 市長は、定住促進奨学金の貸付けが終了した者が卒業した日の属する月の翌月までに市内に生活の本拠を有し、かつ、引き続き市内に3年以上定住する意志がある場合は、3年を限度としてその償還を猶予することができる。

2 市長は、前項の規定により償還を猶予された者で、市内に3年以上定住したものに対しては、貸し付けた定住促進奨学金全額の償還を免除するものとする。

(修学支援奨学金の額)

第17条 修学支援奨学金の額は、修学支援奨学金の給付を受ける奨学生（以下「修学支援奨学生」という。）1人につき月額10,000円とする。

(給付期間)

第18条 修学支援奨学金の給付を受ける期間は、在学する学校の正規の修業年数を限度とする。ただし、第20条に該当する場合にあっては、市長が必要と認めた期間とする。

(修学支援奨学生の決定)

第19条 修学支援奨学生は、第8条に規定する審議会の選考を経て、市長が決定する。

(給付の停止)

第20条 修学支援奨学生が休学したときは、当該休学期間中は、修学支援奨学金の給付を停止し、復学とともに、これを復活するものとする。

(給付の取消し)

第21条 市長は、修学支援奨学金が次の各号のいずれかに該当するときは、修学支援奨学金の給付を取り消すものとする。

- (1) 第6条に規定する要件を欠くに至ったと認めたとき。
- (2) 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めたとき。
- (3) その他市長が修学支援奨学金の給付を不相当と認めたとき。

(修学支援奨学金の返還)

第22条 修学支援奨学金は、前2条の規定により給付の停止又は取消しを受けたときは、その事由が生じた月以降分の修学支援奨学金を返還しなければならない。

(基金の処分)

第23条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行日前においても、奨学生の募集その他の行為を行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に周南市奨学金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）の規定により決定を受け奨学金の貸付けを受けている者は、この条例の規定により決定を受け一般奨学金の貸付けを受けている者とみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例の規定によりこの条例の施行日前に貸し付けられた奨学金のうちで償還されていないものは、この条例の規定により貸し付けられた一般奨学金とみなす。

附 則（平成30年12月25日条例第43号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行日前においても、奨学生の募集その他の行為を行うことができる。

別表（第6条関係）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する法定特別永住者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2のうち次に掲げる在留資格を有する者

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者（以下「永住者」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者